

通達甲（生．少育．保）第2号
平成22年3月31日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長

警視庁行方不明者発見活動規程の運用について

〔沿革〕 平成25年3月 通達甲（副監．刑．鑑．検1）第7号
26年2月 同（生．少育．保）第1号、4月同（生．総．対1）第4号
28年9月 同（副監．総．企．組）第15号
29年3月 同第6号改正

このたび、警視庁行方不明者発見活動規程（平成22年3月31日訓令甲第13号。以下「規程」という。）が制定され、平成22年4月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁家出人及び迷い子発見活動規程の運用について（昭和51年12月27日通達甲（防．少1．補）第6号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）の適正な運用を図るため、新たに規程が制定されたものである。

第2 運用上の留意事項

1 定義（規則第2条関係）

(1) 行方不明者

明らかに犯罪の被害にあい、又は事故に遭遇したため行方が明らかでない者は、その性質上規則及び規程でいう行方不明者には含まない。

(2) 特異行方不明者

ア 犯罪被害（規則第2条第2項第1号関係）

(ア) 「殺人、誘拐等」は、犯罪の態様からみて、被害者が行方不明（生活の本拠を離れ、その行方が明らかでないことをいう。以下同じ。）となりやすい罪種を例示したものである。

(イ) 「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがあることのほか、将来危害が加えられるおそれがあることをいう。

イ 少年福祉犯被害（規則第2条第2項第2号関係）

(ア) 「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。

(イ) 「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋〔がい〕然性が高いことをいう。この場合、性別、年齢等の一般的事情に加えて、性格、素行、言動、行方不明となる前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情を考慮して蓋〔がい〕然性が高いかどうかを判断すること。

ウ 事故遭遇（規則第2条第2項第3号関係）

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

エ 自殺企図（規則第2条第2項第4号関係）

(ア) 「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状況、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

(イ) 「自殺のおそれがある」かどうかの判断は、届出人の申立てのみによることなく、遺書、行方不明となる前後の言動等から客観的に行うこと。

オ 自傷他害のおそれ（規則第2条第2項第5号関係）

(ア) 「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

(イ) 「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲若しくは刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物を携帯していることをいう。

(ウ) 「その他の事情」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情をいう。

(エ) 「自身を傷付け又は他人に害を及ぼすおそれがある」かどうかの判断は、規則第6条第1項各号に掲げる者から十分に事情聴取した上で行うこと。

カ 自救無能力（規則第2条第2項第6号関係）

「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

2 行方不明者発見活動の基本（規則第3条関係）

(1) 迅速かつ的確な対応

行方不明者発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応すること。

(2) 必要な捜査の実施

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

(3) 関係者の名誉及び生活の平穩に対する配慮

行方不明者発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状況、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーにかかわる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払い、行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮すること。

(4) 警察の組織的機能の発揮

行方不明者発見活動を行うに当たっては、生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であるから、各部門及び道府県警察と緊密に連携し、警察全体として行方不明者発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。この場合、他の署長に行方不明者発見活動の協力を依頼するに当たっては、その必要性及び内容を十分検討し、他の署長に必要以上に負担をかけないように配慮することとし、他の署長から行方不明者発見活動の協力依頼を受けた場合は、迅速かつ誠実にこれを処理すること。

3 生活安全部長等の責務（規程第2条関係）

(1) 生活安全部長は、道府県警察との緊密な連携を図るための調整を行うほか、個々の行方不明者発見活動が適正に行われるように全般の指揮監督に当たるとともに、警察職員に対する指導教養の徹底、行方不明者照会の励行等を図ることにより、行方不明者発見活動の効果的な運営に努めること。

(2) 生活安全総務課長は、署長が行う行方不明者発見活動の連絡、調整を適切に行うため、受理票の写しの送付、報告等が速やかに行われるよう配慮すること。

(3) 署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて各部門を相互に連携させ、行方不明者発見活動のため十分な体制を構築し、行方不明者発見活動の適切な実施を確保すること。

4 行方不明者届の受理等（規則第6条及び第7条関係、規程第3条関係）

(1) 行方不明者届をしようとする者

ア 「親権を行う者又は後見人」及び「親族」は、いずれも民法の定めるところによる。

イ 「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないが、社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

ウ 「現に監護する者」とは、病院の管理者等行方不明者と親族関係はないが、行方不明者の日常生活について、親族関係にある者に代わって行方不明者を監督、保護している者をいう。

エ 「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所の職員、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人をいう。）が運営する福祉サービスに従事する者であって、行方不明になっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

オ 「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主、その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明になっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(2) 留意事項

ア 本邦を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされたときは、宿泊先を居所として取り扱うこと。

イ 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する署長は、行方不明者届をしようとする者の利便性等を考慮し、行方不明者届を受理するかどうかを判断すること。この場合、規則第6条第2項の「その他の事情」とは、次の場合をいう。

(ア) 行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者の住所又は居所から遠隔の地にある場合

(イ) 行方不明者届をしようとする者が高齢等により、移動が困難である場合

(ウ) その他特別の事情がある場合

ウ 行方不明者と社会生活において密接な関係を有するとまではいえない友人、隣人等規則第6条第1項各号に掲げる者以外の者が急いで届け出たときは、単に同項各号に掲げる者以外の者からの届出であるとの理由で拒否することなく、同項各号に掲げる者がいるときはその者の意向を確認するなど、必要な措置を講ずること。

エ 署長は、同一の行方不明者に係る行方不明者届を重複して受理したことが判明したときは、生活安全部長（生活安全総務課生活安全対策第二係経由。以下同じ。）に報告し、その指揮を受けて必要な措置を講ずること。この場合、併せて届出人に対し、その旨を通知すること。

オ 行方不明者届は、別記様式第1号の「行方不明者届出書」（以下「届出書」という。）により受理すること。

(3) 受理署長は、届出人から規則第7条第1項各号に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めること。この場合において、届出人から行方不明者発見活動を適切に行うに足りる情報等が得られなかったときは、補充の調査（行方不明者の友人、知人等からの事情聴取、届出人等の協力を得て行う行方不明者の居室の調査等をいう。）を実施すること。

(4) 受理署長は、届出に係る行方不明者が規則第2条第2項第1号又は第3号に該当するおそれがあると認める場合は、生活安全担当課員（島部警察署にあつては、行方不明者発見活動を担当する係員）及び刑事担当課員（島部警察署にあつては、捜査を担当する係員）に共同で届出内容を聴取させること。

(5) 事情聴取の場所等

ア 届出書の受理に当たって届出人等から事情聴取するときは、個室等秘密が保持される場所で行うこと。この場合、やむを得ず事務室等で行うときは、届出人等のプライバシーの保護に努めること。

イ 届出人から聴取すべき事項には、届出人の心情を傷付けるおそれのある事項もあるため、行方不明者発見活動に必要な事項に限定して聴取することとし、その趣旨を届出人によく説明して納得させるとともに、言葉遣い及び聴取方法に十分配慮すること。

- (6) 受理署長は、届出人に対し、届出人から行方不明者発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにするため、警察が行う行方不明者発見活動の内容、発見時の措置等について説明すること。この場合、規則第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること及び同条第2項に基づきストーカー事案等であることが判明したときは、行方不明者本人の同意があるときを除き、通知しないことについても説明すること。
- (7) 行方不明者発見活動の説明等
 - ア 行方不明者発見活動について説明するときは、不用意な言動によって届出人に過大な期待を抱かせることのないよう十分留意すること。
 - イ 届出人に対し、行方不明者について、規則第2条第2項各号に該当する情報が新たに判明したとき又は行方不明者が帰宅その他の事由により発見されたときは、その旨を速やかに警察に連絡するよう指導すること。
- (8) 署長は、行方不明者届を受理したときは、別記様式第2号の「行方不明者届受理票」（以下「受理票」という。）を作成すること。この場合、前記(4)による措置を講じたときは、受理票の取扱者欄は連名とすること。
- (9) 署長は、受理票を作成したときは、別記様式第3号の「行方不明者届検討票」（以下「検討票」という。）により事件性等の有無について検討すること。この場合、前記(4)による措置を講じたときは、検討票の取扱者欄は連名とすること。
- (10) 署長は、行方不明者届の受理後、当該行方不明者届に係る行方不明者が特異行方不明者に該当し、又は該当するおそれがあることが明らかになったときは、その旨を受理票に記載しておくこと。
- (11) 届出人との連絡は、行方不明者届を受理した日からおおむね10年間行うこととし、受理した日から3か月間は1か月に1回以上、それ以後は随時連絡をとるとともに、その結果を受理票に記載しておくこと。
- (12) 受理署長は、行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置をとるとともに、規則第21条の規定により特異行方不明者手配を行っている場合には、当該手配先の署長（以下「手配先署長」という。）に対し、取得した情報を提供するなど、行方不明者に係る情報の共有を図ること。
- (13) 届出書、受理票及び検討票は、行方不明者発見活動の経過が分かるように、年別、受理番号順に編てつすること。この場合、別記様式第4号の「行方不明者氏名索引」を作成すること。

5 事案の引継ぎ（規則第9条関係、規程第5条関係）

- (1) 行方不明者届を受理した署長は、自ら行方不明者発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、生活安全部長に報告し、必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録した後、当該事案を当該行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する署長に対して、事前連絡し、届出書、受理票及び検討票の原本を添付の上、別記様式第5号の「行方不明者届引継書」により引き継ぐこと。
- (2) 「自ら行方不明者発見活動を行うことが適当でないと認めるとき」とは、行方不明者の住所又は居所から行方不明となっており、当該行方不明者の住所又は居所を

管轄する署長が行方不明者発見活動を行うことが適当と認められる場合、水難等の事故遭遇等により、行方不明となった地域が特定され、当該場所を管轄する警察署において行方不明者発見活動を行うことが適当と認められる場合等をいう。

- (3) 引継ぎをしようとする署長は、前記(1)の行方不明者届引継書を正副各1通作成して、当該行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する署長へ送付すること。
- (4) 引継ぎをした署長は、届出人に対し行方不明者発見活動を主体となって行う署長が変更になること及び引継先の担当者を実に通知すること。
- (5) 引継ぎを受けた署長は、生活安全部長へ報告した後、速やかに必要事項に係る情報を警視庁情報管理システムに登録すること。この場合、行方不明者届引継書、届出書、受理票及び検討票の内容を確認するとともに、必要に応じて届出人から事情聴取等を行い、その結果を受理票(3枚目)に記録し、検討票を作成しておくこと。
- (6) 引継ぎを受けた署長は、前(5)の手続を終了した後、引継ぎをした署長にその旨を通知するとともに、行方不明者届引継書の副本を返送すること。
- (7) 引継ぎを受けた署長は、検討票により事件性等の有無について検討すること。引継ぎ後、当該行方不明者が特異行方不明者に該当し、又は該当するおそれがあることが明らかになったときも同様とする。

6 事後に取得した情報の記録及び活用(規則第10条関係)

- (1) 受理署長は、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、受理票(3枚目)に確実に記載すること。
- (2) 受理署長は、行方不明者が規則第26条第2項各号に該当すると認められるときは、受理票(1枚目)にその旨を記入し、生活安全部長に報告すること。

7 特異行方不明者の判定等(規則第11条関係、規程第6条関係)

- (1) 生活安全担当課長(島部警察署にあっては、行方不明者発見活動を担当する係長)は、第一次的判定者として受理票及び検討票により詳細に検討した上、その意見を付して署長に報告すること。この場合、報告を受けた署長は、規則第7条第1項の規定による聴取の内容、行方不明者発見活動を通じて得られた情報等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。判定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られたときも同様とする。
- (2) 受理署長は、前(1)の場合において、特異行方不明者に該当すると判定したときは、行方不明者発見活動のための方針を樹立し、当該事案に応じた担当者の指定、具体的な捜索方法の策定等を行い、効果的な行方不明者発見活動を推進すること。
- (3) 受理署長は、前記(1)の場合において、特異行方不明者に該当すると判定したときは、その旨を生活安全部長に報告するとともに、速やかに受理票の写しを送付すること。この場合、その後の行方不明者発見活動の経過について必要に応じて報告すること。
- (4) 特異行方不明者に係る事案のうち、規則第2条第2項第1号又は第3号に該当するものに係る事案その他特に重要と認められる事案は、必要事項について生活安全部長に報告するほか、併せて当該事案の主管部長(主管課長経由)に対しても報告

すること。

- 8 一般的な行方不明者発見活動（規則第3章第1節関係、規程第7条—第12条関係）
- (1) 警察職員は、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、行方不明者照会（規程第7条に定める行方不明者の照会をいう。以下同じ。）を効果的に活用すること。
 - (2) 受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して必要と認めるときは、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料（以下「行方不明者公表資料」という。）を作成し、警察署の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。この場合において、届出人から行方不明者公表資料を公表することについての承諾書を徴して、受理票の末尾に添付すること。
 - (3) 行方不明者公表資料の作成等については次によること。
 - ア 受理年月日、受理番号及び受理署長を明らかにした上で、次によること。
 - (ア) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦に用いること。
 - (イ) 左横書きで、次の事項を記載すること。
 - a 呼び掛け文
 - b 写真
 - c 氏名、年齢
 - d 特徴、服装等
 - e 行方不明の状況
 - f 連絡先
 - イ 行方不明者公表資料の送付
受理署長は、他の署長に対し行方不明者公表資料の掲示を依頼するときは、生活安全部長に報告した後、当該署長に直接送付すること。
 - ウ 行方不明者公表資料の掲示
前イの依頼を受けた署長は、行方不明者公表資料の送付を受けたときは、管内の実態及び事案の内容を勘案し、掲示するよう努めること。
 - エ 解除
受理署長は、前記イの場合において、行方不明者公表資料を公表した日から3か月以内に当該行方不明者が発見されたとき、死亡が確認されたときその他当該資料の公表の必要がなくなったときは、速やかに生活安全部長に報告するとともに、当該資料の掲示を依頼した他の署長に対して当該行方不明者公表資料の回収を依頼すること。この場合、当該他の署長が、道府県警察の署長であるときは、生活安全部長が当該行方不明者公表資料の回収を依頼すること。
 - (4) 受理署長は、届出人又は届出人以外の関係者から行方不明者公表資料に準じた資料の作成等の申出を受けたときは、当該資料を前(3)のアに準じて作成するように指導するとともに、その他必要事項について指導を行うこと。この場合において、届出人以外の関係者からの申出のときは、事前に届出人に対しその旨を通知し、かつ、届出人から行方不明者公表資料を公表することについての承諾書を徴すること。
 - (5) 受理署長は、届出人又は届出人以外の関係者から行方不明者公表資料のインター

ネットの利用等による公表の申出を受けたときは、その旨を生活安全部長に報告すること。

(6) 前(5)の申出を受けた受理署長は、行方不明者公表資料をインターネットの利用等により公表した場合において、当該公表した日から3か月以内に当該行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他当該資料の公表の必要がなくなったときは、速やかに、生活安全部長に報告し、削除すること。

(7) 「その他適切な方法」とは、警察施設以外における掲示等をいう。

(8) 受理署長は、行方不明者の早期発見のため、公表による行方不明者発見活動を行うことが適当と認めた場合において、届出人が非公表による発見を希望する意向を示したときは、届出人に対し、その趣旨を十分に説明し、承諾を得るように努めること。この場合、行方不明者の生命又は身体に危険が生じているおそれがあるなど特に公表することが必要と認めたときは、届出人の意向にかかわらず、公表による行方不明者発見活動を行うことができる。

(9) 鑑識課長は、生活安全総務課長から受理票の写しの送付を受けたときは、別記様式第6号の「行方不明者票」を作成すること。

(10) 身元不明死体票の作成

ア 署長は、身元不明の死体のうち、取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第5条第1項に規定する取扱死体をいう。以下同じ。）については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）別記様式第1号の「死者身元照会依頼書」の写しを、取扱死体以外の死体については、指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）別記様式第4号の「指掌紋照会書」の写しを作成し、当該身元不明の死体、着衣、所持品等を撮影した写真（以下「身元不明死体写真等」という。）と共に、速やかに鑑識課長に送付すること。

イ 鑑識課長は、前アの送付を受けたときは、別記様式第7号の「身元不明死体票」を作成すること。

(11) 迷い人についての確認等

ア 署長は、規則第19条第1項の規定による報告を受けたときは、別記様式第8号の「迷い人票」を作成し、その経過を明らかにしておくこと。

イ 署長は、迷い人を発見したときは、年齢、人着、土地鑑等に基づき、行方不明者照会及び迷い人照会（規程第12条第2項に定める他の署長に対して行う照会をいう。以下同じ。）を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないかどうかを確認すること。

ウ 迷い人照会は、他の署長に対し、別記様式第9号の「迷い人照会書」により行うこと。この場合において、他の署長が道府県警察の署長であるときは、生活安全部長を通じて行うこと。

エ 照会を受けた署長は、照会の内容に応じて、自らが保管している受理票及び警視庁保護取扱規程（昭和34年3月16日訓令甲第6号）別記様式第1号の「保護取扱簿」と迷い人照会書を照合するなど必要な調査を行い、その結果を回答すること。

オ 前記イの措置を講じても当該迷い人の身元が判明せず関係機関に引き継いだときは、その結果を迷い人票に記入して経過を明らかにしておくこと。

カ 署長は、公表による迷い人の身元の確認については、前記(2)から(8)までに準じて行うこと。

9 特異行方不明者の発見活動（規則第3章第2節関係、規程第13条関係）

(1) 受理署長の措置

ア 受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確にとるとともに、必要と認めるときは特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人のほか、特異行方不明者の友人、知人等届出人以外の関係者からの事情聴取、親権を行う者、後見人等の協力を得て行う特異行方不明者の居室等の調査、行方不明となった場所の見分、特異行方不明者の足取り調査等を行い、その結果を受理票に記載して経過を明らかにしておくこと。

イ 特異行方不明者の発見に必要なと認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者に対し、特異行方不明者発見活動（行方不明者発見活動のうち、特異行方不明者に係るものをいう。以下同じ。）に協力を得ることができるよう、支障のない範囲で当該事案の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど協力を得られるような体制を構築すること。

(2) 特異行方不明者手配

ア 特異行方不明者手配

(ア) 「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の特異行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

(イ) 「立ち回り見込地域」とは、特異行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね区市町村以下の範囲のものをいう。

(ウ) 「就業が予想される業種等」とは、特異行方不明者が就業していると予想される業種のほか、旅館、民宿等の宿泊先等をいう。

イ 留意事項

(ア) 特異行方不明者手配は、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配先署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できるときに行うこと。

(イ) 特異行方不明者手配は、就業が予想される業種等をできるだけ明確に特定した具体的なものとし、特定した理由を明らかにすること。

ウ 特異行方不明者手配の手続

(ア) 特異行方不明者手配は、手配先署長に対し、別記様式第10号の「特異行方不明者手配書」により行うこと。この場合において、手配先署長が道府県警察の署長であるときは、生活安全部長を通じて行うこと。

(イ) 受理署長は、特異行方不明者手配に係る手配事項（行方不明者発見活動に影響のある事項に限る。）の追加又は変更をするときは、特異行方不明者手配書に「(追報)」と記載し、前(ア)に準じて行うこと。

(ウ) 手配先署長の措置

a 手配先署長は、特異行方不明者には生命又は身体に危険が及んでいるおそ

れがあることを勘案し、規則第 23 条に規定する立ち回り見込先周辺の調査等の措置を迅速かつ的確にとり、その結果を受理署長に通知すること。

b 手配先署長は、立ち回り見込地域での特異行方不明者発見活動については、手配内容を署員に周知徹底するとともに各係の連携を密にさせ、警ら、巡回連絡等の各種警察活動を通じて特異行方不明者の発見に努めること。この場合、立ち回りが予想される業種の営業所等に対しても必要な調査活動を実施すること。

c 手配先署長は、電話で特異行方不明者手配を受けたときは、別記様式第 11 号の「特異行方不明者手配電話受理簿」により受理するとともに、その経過を明らかにすること。この場合、道府県警察の受理署長から直接特異行方不明者手配を受けたときは、速やかにその旨を生活安全部長に報告すること。

エ 特異行方不明者手配の有効期間

(ア) 受理署長は、有効期間が経過した特異行方不明者手配について、新たに取得した情報により手配先において特異行方不明者が発見される可能性が出てきた場合等で特異行方不明者手配を再度手配する必要があると認めるときは、特異行方不明者手配書に「(再手配)」と記載し、前ウに準じて行うこと。

(イ) 特異行方不明者再手配(前(ア)の特異行方不明者手配をいう。以下同じ。)の必要性の判断は、特異行方不明者手配の有効期間を設けた趣旨に沿うよう慎重に行い、形式的な特異行方不明者再手配は行わないこと。

オ 報道機関等に対する協力依頼

(ア) 受理署長及び手配先署長並びに生活安全部長は、事案に対する社会的反響が極めて大きい場合、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合等公表による特異行方不明者発見活動を広域にわたって行う必要があると認めるときは、報道機関及び有線放送施設、広報紙を発行している都道府県及び区市町村、町内会及び業界紙を発行している各種業界の団体等関係機関(以下「報道機関等」という。)に協力を依頼し、特異行方不明者発見活動を効果的に行うよう努めること。この場合、受理署長及び手配先署長が行うときは、事前に生活安全部長の承認を受けること。

(イ) 報道機関等に対して協力依頼を行う場合は、次の事項に留意すること。

a 誘かひの疑いがある事件等については、誘かひ事件等に関する報道の取扱いについて(昭和 45 年 3 月 17 日通達甲(刑. 1.1)第 2 号)によること。

b 行方不明者が精神的に追い込まれ自殺を図るなどの結果を招くことのないよう慎重を期するとともに、関係者の名誉又は人権を害すると認められる事項については、その秘匿に努めること。

c 報道機関に対する協力依頼は、報道機関が利用しやすいようにその時機、方法及び内容について配慮すること。

10 行方不明者を発見した警察職員等の措置(規則第 25 条関係、規程第 14 条関係)

(1) 警察職員は、行方不明者照会を行い、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認

したときは、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する署長に報告すること。ただし、運転免許本部又は運転免許試験場の警察職員が職務を行うにつき行方不明者を発見したときは、当該所属長に報告した後、速やかにその旨を生活安全部長に報告すること。

(2) 前(1)の報告を受けた場合は、次によること。

ア 前(1)の報告を受けた署長（受理署長を除く。）は、別記様式第 12 号の「行方不明者発見票」を作成し、その写しを速やかに生活安全部長及び受理署長に送付すること。

イ 前(1)の報告を受けた署長（受理署長に限る。）は、行方不明者発見票を作成し、その写しを速やかに生活安全部長に送付すること。

ウ 前(1)のただし書の場合において、生活安全総務課長は、行方不明者発見票を作成し、その写しを速やかに受理署長に送付すること。

(3) 前記(1)の報告を受けた署長（受理署長を除く。）は、速やかに、受理署長に対して、次に掲げる事項を通知すること。

ア 当該行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した日時、場所及び状況

イ 当該行方不明者に対してとった措置

ウ 当該行方不明者から聴取した事項

(4) 受理署長は、前(3)の通知を受けたときは、その内容を受理票（3 枚目）に記録すること。

11 届出人に対する通知（規則第 26 条関係）

(1) 届出人に対する通知の要否は受理署長が判断して行うこととし、前 10 の(1)の報告を受けた所属長（受理署長を除く。）は、届出人その他関係者に通知しないこと。

(2) 受理署長は、行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは、原則として、届出人に通知すること。この場合、当該行方不明者の意思、自救能力、年齢等を考慮して、適当と認めるときは通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができることに留意すること。

(3) 受理署長は、行方不明者に対し、届出人からストーカー行為等をされていないか、配偶者からの暴力を受けていないかなどの事項を確認すること。この場合、届出人からストーカー行為等がなされていた場合において、当該行方不明者の同意を得て、届出人に対し連絡をするときは、当該行方不明者から同意書を徴するなどの事案に応じた適切な措置をとること。

(4) 通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができる「その他の事情」とは、次の場合をいう。

ア 行方不明者が、届出人から、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する行為を受けていた場合

イ 行方不明者が、届出人から、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 4 項及び第 5 項に規定する行為を受けていた場合

ウ 債権取立て等利害関係に関連して相手方を行方不明者として届け出る事案等で、警察を不当に利用しようとするのが明らかな場合

エ その他受理署長が特に通知をしないこと又は通知する事項に限ることが適当と認める場合

12 削除通報等（規則第 27 条及び第 28 条関係、規程第 15 条関係）

行方不明者又は身元不明死体に係る記録が必要なくなったときは、生活安全担当課と刑事担当課において、相互の連絡を確実に行うこと。

13 特異行方不明者手配の解除（規則第 29 条関係、規程第 16 条関係）

受理署長は、特異行方不明者手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他特異行方不明者手配の必要なくなったと認めるときは、別記様式第 13 号の「特異行方不明者手配解除通報書」を作成し、速やかに、特異行方不明者手配を解除すること。

14 行方不明者届がなされていない場合等の特例（規程第 17 条関係）

(1) 「特に必要な場合」とは、次のような場合をいう。

ア 身寄りのない単身者又は一家全員が行方不明等で、調査しても規則第 6 条第 1 項各号に掲げる者が判明しない場合

イ 規則第 6 条第 1 項各号に掲げる者からの行方不明者届が期待できない場合

(2) 行方不明者発見活動は、生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、行方不明者届の有無にかかわらず、特に必要と認められるときは、規則及び規程による措置をとること。この場合、当該署長を届出人として取り扱うこと。

(3) 署長が、前(2)の措置をとるときは、その必要性を慎重に検討し、個人の自由に対する干渉であるとの批判を受けることのないよう特に留意すること。

(4) 署長は、規則第 2 条第 2 項各号に規定する者が行方不明になった場合で、行方不明になった状況等を総合的に判断して、当該行方不明者の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあり、かつ、行方不明になった場所付近にいる蓋〔がい〕然性が高いと認められるときは、行方不明者届を受理する前に、速やかに、管内の各交番等及び隣接する他の警察署等に電話で手配をし、その発見に努めるとともに、生活安全部長にその旨を報告すること。

(5) 署長は、規程第 17 条により行方不明者発見活動を実施した場合であっても、行方が判明しないまま相当時間が経過するに至ったときは、速やかに規則第 6 条第 1 項各号に該当する者から行方不明者届を受理し、規則及び規程により行方不明者発見活動を行うこと。